

お知らせ

介護支援専門員証の更新について

－平成19年度から更新研修が始まります－

◇地域福祉部◇

平成18年4月1日の介護保険法一部改正により、「介護支援専門員登録証明書」は「介護支援専門員証（以下「証」）」に変更となり、業務に従事するための有効期間（5年間）が付き、更新制となりました。平成17年度までに介護支援専門員として登録されている方は、それぞれ別表の「みなし期限」が決められておりますのでご留意下さい。

この証を更新するためには下記研修を受講する必要があります。

なお、証の有効期限を過ぎると業務に従事することはできませんが、介護支援専門員の資格を失うことはありません。「再研修」を受講し、証の交付を申請することで業務に従事できます。

以下、実際の更新研修について概略をご説明します。

実務従事者の証の更新について

※実務従事者とは

介護保険施設や事業所で、実際に（一度でも）ケアプランを作成した方をいいます。実務期間は問いません。

○実務に従事してからはじめて更新をされる方

下記のいずれかを受講することにより更新できます。

- 実務従事者の更新研修
証の有効期限まで1年未満の方が対象
- 専門研修ⅠおよびⅡ
 - ・専門研修Ⅰ
実務経験6カ月以上の方が対象
 - ・専門研修Ⅱ
実務経験3年以上の方が対象

○実務に従事してから2回目以降の更新をされる方

下記のいずれかを受講することにより更

新できます。

- 実務従事者の更新研修
証の有効期限まで1年未満の方が対象
- 専門研修Ⅱ
実務経験3年以上の方が対象

実務非従事者の証の更新について

「介護支援専門員証」の交付を受けているが、実務非従事者は下記を受講することにより更新ができ、業務に従事することができます。

○介護支援専門員証の有効期間内に更新される方

- 実務非従事者の更新研修
証の有効期限まで1年未満の方が対象

○介護支援専門員証の有効期限が過ぎた方で更新をされる方

- 再研修（内容は実務非従事者の更新研修と同様）
証の有効期限が過ぎた方が対象

別表 介護支援専門員証更新に必要な研修の受講可能な年度

区分	介護支援専門員登録番号	証が交付されたものとしてみなされている期限	更新研修	実務従事者の研修	
				専門Ⅰ	専門Ⅱ
平成10・11年度実務研修修了者	0198**** 0199****	平成20年4月1日	H19	H18～	H18～
平成12・13年度実務研修修了者	0100**** 0101****	平成21年2月～3月31日までの間 (※各自の実務研修修了証明書(登録証)が発行された日まで)	H20	H18～	H18～
平成14・15年度実務研修修了者	0102**** 0103****	平成22年2月～3月31日までの間 (※各自の実務研修修了証明書(登録証)が発行された日まで)	H21	H18～	H18～ H19～
平成16・17年度実務研修修了者	0104**** 0105****	平成23年2月～3月31日までの間 (※各自の実務研修修了証明書(登録証)が発行された日まで)	H22	H18～	H20～ H21～
平成18年度実務研修修了者以降	0106**** (以降順次付番)	介護支援専門員証が交付された日の5年後まで	H23 以下 順次	H19～	H22～

詳細につきましては、北海道保健福祉部福祉局介護保険課ホームページをご参照願います。

北海道保健福祉部福祉局介護保険課 TEL：011-204-5275

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kggh/kakusyukensyuu.htm>